

草津市の良好な環境保全条例施行規則を



一部改正します

草津市では良好な生活環境を保全するため、工場・事業場等からの騒音、振動や排水について、草津市の良好な環境保全条例（以下、市条例）により市独自の規制基準を定めていますが、平成27年に改正された国の基準と整合を図り、市条例施行規則を一部改正し、基準値等を変更しました。

●施行日

平成28年4月1日

ただし、トリクロロエチレン排出基準（別表第3第1項第1号）については、平成28年4月21日から施行されます（水質汚濁防止法施行規則等の改正は、既設の特定事業場における適用猶予が平成28年4月20日までのため）。

●改正点 次の2点を改正します

☆トリクロロエチレンの排水基準の変更

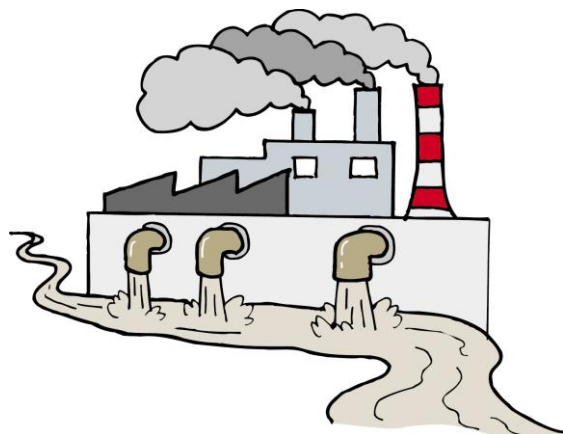
市条例施行規則（別表第3第1項第1号の表中）

トリクロロエチレンの公共用水域に係る排出基準

項目名	改正前	改正後
トリクロロエチレン （単位 1 リットルにつきミリグラム）	0.3	0.1

【改正理由】

平成27年9月に「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（環境省令第三十三号）」が公布、同年10月に施行され、国の法律においてトリクロロエチレンの排水基準が0.3mg/Lから0.1mg/Lに変更されたことによるものです。



☆騒音・振動による影響に配慮しなければならない施設の追加

市条例施行規則（別表第4備考5(6)）

幼保連携型認定こども園の追加

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

【改正理由】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が一部改正され、同法に新たに「幼保連携型認定こども園」が規定されました。これに伴い、平成27年4月に騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部を改正する下記の省令等が公布・施行され、騒音や振動に配慮が必要な施設[※]として、「幼保連携型認定こども園」が追加されたことによるものです。

【騒音規制法および振動規制法の関係省令および関係告示について】

- ・振動規制法施行規則の一部を改正する省令（環境省令第19号）
- ・特定工場等において発生する振動の規制に関する基準の一部を改正する件（環境省告示第65号）
- ・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件（環境省告示第66号）
- ・特定工場において発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件（環境省告示第67号）

※) 騒音、振動の規制基準は、騒音や振動による影響に特に配慮しなければならない施設（学校、保育所など）から一定距離の区域内については、他の区域よりも厳しい基準が規定されています。

なお、市内において下記3施設が平成28年度から幼保連携型認定こども園として該当しますが、従来から配慮施設に規定されていた保育所等から幼保連携認定こども園へ移行する施設であるため、現状の基準に変更はありません。

<幼保連携型認定こども園（移行前の施設名）>

- ・第五保育所 草津市矢橋町 888-1
- ・笠縫東幼稚園 草津市平井三丁目 8-2
- ・桜ヶ丘保育園 草津市桜ヶ丘一丁目 1-2



● お問い合わせ先

草津市環境課環境グループ

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

TEL 077-561-2341 E-mail kankyo@city.kusatsu.lg.jp